

議案第 5 4 号

おいらせ町町税条例の一部を改正する条例について

おいらせ町町税条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 5 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 0 年 9 月 3 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 2 5 号）に基づく認定事業者が取得した先端設備について、取得後 3 ヶ年度分の固定資産税課税標準額に乗じる割合を零と改正するため提案するものである。

おいらせ町町税条例の一部を改正する条例

おいらせ町町税条例（平成18年おいらせ町条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第26項中「2分の1」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。